

中華民國の成立とペナンの華人

——越境を生きるための複数の場における政治参加

篠崎香織

はじめに

越境者を対象とする研究が主に扱ってきたテーマの一つに、越境者の帰属意識の所在がある。かつては越境者の帰属意識が出自国から居住国に移ることを前提にした議論が多かった。華僑華人研究においても、とくに東南アジアを対象とする研究において、出自国の中国国民である「華僑」から居住国の国民としての「華人」への意識の変遷が重視されてきた。「華僑から華人へ」は、「原住民」を自称する人々から「外人」と見なされて攻撃されたり排除されたりしないよう、居住国の国民として生きる意志を表明すべく、「華人」と名乗るにいたった東南アジアの華人の思

いに寄り添う視点であった。他方でこうした視点は、越境者の帰属意識は出自国から居住国に向けて常に一方通行で進展するというように、個人の帰属を硬直化してとらえる側面も持つものであった。

これに対して一九九〇年代以降、越境者は出自国と居住国のいずれにもかかわり、複数国の間を行き来したり、金・モノ・情報をやりとりしたりするなかで、自分の生存を可能とする場を作り出しているとするトランスナショナル・マイグレーション論が注目されるようになった。この議論はもともと、グローバル化が進展した一九七〇年代以降をとらえるものであった (Schiller et al. 1995) が、複数国に場を構築する営みはすでに一九世紀末から二〇世紀初頭の大量移民の時代にも見られたことが指摘されている (Schiller 2013)。

こうした議論を受けて、華僑華人研究においても、「華僑から華人へ」という見方を相対化する試みが進展している。²ただしその多くは、「華人へ」の意識の転換を前提とする見方の相対化に力点を置いてるように思われる。

たとえば園田（二〇〇九）は、トランスナショナル・マイグレーションという視点を積極的に導入し、一九世紀後半に南北アメリカに渡った華人が出自国と居住国とを往来するなかで秩序や安全を確保するにいたった過程を論じている。居住国の社会への同化を不可逆的なプロセスと見る視点を相対化を目的とし、園田の議論が強調するのは、自らを保護する後ろ盾として華人が清朝政府を認識していく過程と、清朝政府がそれに応えて南北アメリカの華人と行政的な関係を構築していく過程である。トランスナショナル・マイグレーション論はもともと、越境者とその子孫が居住国で居場所を獲得しつつも、出自国との関係も維持していることに着目する議論であるため、出自国との関係性が強調される側面を持つ。³

同時期の東南アジアの華人について、トランスナショナル・マイグレーション論とは全く別の文脈ではあるが、中国と東南アジアとの往來の活発化が背景の一つとなり、中国に一元的な庇護を求める動きが現れたとする議論がある。東南アジアの華人は、在地の王国やヨーロッパ人が建設した植民地国家において、徴税請負制の担い手として国

家財政を間接的に支えた者も少なくなかったため、居住国の社会に組み込まれた存在であったとする見方がある（Butcher 1983；1993；Rush 1990；Trocki 1990；Cushman and Reynolds 1991；石井二〇〇一；黒田二〇〇一；Wu 2003）。しかし一九世紀末以降、国家行政の合理化・集権化が進んだため、統治者は華人を介さずに国家の財源を調達しようようになった。これに関して、東南アジアの華人は政治的な庇護者を失い「原住民」との競合に置かれた一方で、清朝領事の派遣や孫文や康有為など政治活動家の来訪、中国からの移民の増大など中国と東南アジアとの往來が活発化するなかで、自らの後ろ盾を「強い中国」に期待し、その期待は中華民国の成立で最高潮に達したとする説明がある。この説明では、自前の国家の所有を前提とした民族自決という考えがアジアに普及しつつあった時代背景も指摘されている（山本一九九七；Reid 1997；Shirashi 1997）。

出自国との往來の活発化が、越境者が出自国との関係を強化する契機となったと見る場合においても、それによって越境者が一つの国家と一元的な関係を持ったわけではなくとする見方が、トランスナショナル・マイグレーション論では可能となる。そこで本論では、複数の国家にまたがって居場所を確保するというトランスナショナル・マイグレーション論の持つ魅力を発展させることを目標とする。

他方でトランスナショナル・マイグレーション論は、複数国家にまたがって生きる越境者が現れたことを、経済的な要因で説明する傾向が強い。一九七〇年代以降進展した経済のグローバル化により国外出稼ぎ者が増加するなかで、その経済力を自国経済に包摂すべく、移民送出国が国外出稼ぎ者の重国籍を認めるようになったため、複数国にまたがって生きる越境者が増加したと説明される (Schiller et al. 1995: 57-58)。

しかしその前提として、安全保障という要因が重要であることを確認する必要がある。トランスナショナル・マイグレーション論は、主にアメリカの事例を念頭に置いている。これは、小国から大国への移民については、安全保障という要素がとりわけ重要となる。たとえば東南アジアの国々にとって中国は相対的な大国と認識され、一九四〇年代から七〇年代にかけて外交上の脅威であり、華人はしばしばその手先として見なされることがあった。そのため東南アジアにおける華人の国籍や法的地位は、中国と東南アジア諸国との国家間関係に大きく規定されてきた。こうしたなかで越境者の中には、居住国の公権力や社会と関係を構築し、不要な疑念を持たれないよう日々努める動きが見られる。こうした動きを強調したのが「華僑から華人へ」という視点だったわけであるが、この視点にも限界が

あることはすでに示した通りである。

以上の問題関心に基づき本論では、中国志向がそれまでになく強まったとされる中華民国成立期のペナンの華人の事例を通じて、複数国にまたがって生きる越境者の姿をとらえていく。とくに、この時期に中国との関係構築を積極的に押し進めたペナン華人商業会議所 (檳城華人商務局 / Penang Chinese Chamber of Commerce) およびその関係者に注目する。具体的には、中華民国の成立後、華僑連合会が中心となり、中国国外に居住する華人 (以下、在外華人) の積極的な働きかけが導入の一因となった中華民国参議院の華僑議員の選出過程に着目する。

参議院における華僑議員の導入に関して、すでに多くの研究がある。これらの研究は、在外華人が華僑議員の導入のために積極的に働きかけたことを、居住国での後ろ盾を「強い中国」に求めた結果であると説明する (杜裕根・蔣順興 一九九二・張堅二〇〇四・張賽群二〇〇六・將賢斌・李琴二〇〇八・張盛満二〇一〇)。本論は、こうした見方の相対化を目的とし、以下のように議論を進める。Ⅰでは中華民国が成立する以前のペナン華人商業会議所について、居住国・出自国双方との関係構築に努めていたことを確認する。そのうえでⅡ以降において、中華民国の成立期に同会議所が居住国および出自国とどのような関係を構築していたのかを考察する。Ⅱでは、同会議所の華僑連合会

への参加と、それを契機としたペナンの華人社会の再編を論じる。Ⅲでは福建省臨時省議会に代表者を派遣し損ねた「失敗」の事例を、Ⅳではその「失敗」を踏まえて参議院への代表者派遣に成功した事例を、それぞれ論じる。以上の議論を通じて、複数国に居場所を確保して生きるために、ペナンの華人が行った政治参加の工夫を明らかにしていく。主な資料は、当時ペナンで発行されていた華語新聞『檳城新報』および英語新聞ストレイツ・エコー (Straits Echo) である。

I ペナン華人商業会議所と 居住国・出自国とのつながり

1 居住国とのつながり

中国国外の華人商業会議所の設立において、清朝政府のイニシアティブの強さが指摘されることがある。だが、ペナン華人商業会議所はそれに当てはまらない。ペナンの華人が同会議所を設立した当初の目的は、ペナンにおいて、また海峡植民地において、公権力や社会の構成員に自らの存在を認知させ、居住国の秩序構築に自らの声を反映させることであつた。このことについて、篠崎(二〇〇五)に

基づき整理しておく。

イギリス東インド会社は一七八六年にペナンを獲得し、一八二六年にシンガポールとマラッカと統合して海峡植民地 (Straits Settlements) を発足させた。海峡植民地は一八六七年にイギリス本国の直轄領となり、本国の植民地省から総督が派遣されるようになった。総督の諮問機関として立法参事会が置かれ、予算の審議や条例の制定を行った。立法参事会のメンバーは、植民地行政官と総督が任命した民間人とで構成され、一九〇三年当時、民間人メンバーはヨーロッパ人六人と華人一人であつた。この民間人メンバーに、ペナンの華人枠を認めさせようとしたのが、ペナン華人商業会議所の設立目的の一つであつた。

ペナンの華人の利益は、ペナン枠と華人枠で代表される仕組みになっていたが、ペナンの華人は自分たちの利益が十分に代表されていないと感じていた。ヨーロッパ人六人のうち二人はペナンの代表者であつたが、欧米人のみに会員資格を限るペナン商業会議所とペナンの欧米人コミュニティの推薦に基づいて任命された。華人枠は常にシンガポールの華人が任命された。

ペナン華人商業会議所の会則はペナン商業会議所の会則を参照して作成され、立法参事会メンバーの推薦者を選出する手続きを定めた条項を盛り込んでいた。ペナン華人商業会議所は一九〇八年一月三十一日に植民地大臣に陳情書を

送り、ペナンの華人にも立法参事会の非官職議員を認めるよう陳情した。陳情書は、立法参事会の非官職議員数はシンガポールのヨーロッパ人四千人に四人、華人一七万五千人に一人、ペナンのヨーロッパ人一三〇〇人に二人であり、ペナンの華人一〇万人が代表を持たないのは不公平だと指摘した。また、会員数わずか三六人のペナン商業会議所はその大部分が英国国籍をもたないのに代表が認められ、会員数八〇人のほとんどが英国国籍者であるペナン華人商業会議所が代表を持たないのはおかしいと訴えた。こうした働きかけを重ねた結果、ペナン華人商業会議所は一九二三年に立法参事会に代表者を送り出す権利を獲得した。

2 出自国とのつながり

ペナン華人商業会議所のメンバーの多くは、マラッカ海峡北部地域において錫鉱山やプランテーションの経営に従事していた。当時これらの事業は、中国から大量に安価な労働者を調達することで成立していた。またこれらの事業を補完するように、海運業や貿易業が発展した。ペナンの華人は、ペナンおよびその周辺地域と中国とを結び、人・モノ・金・情報をやり取りするなかで事業を発展させていた。

こうした背景のもとペナン華人商業会議所は一九〇七年一月以降、清朝政府とも関係を構築し始めた。この時に華語の名称が、檳城華人商務局から檳榔嶼中華商務總會に変更された。清朝と関係を構築した目的は、中国における安全確保であった。

中国の沿岸部では一八四〇年代頃から、海外からの帰国者を狙った犯罪が多発していた。駐シンガポール清朝領事は一八九四年に保護証の発行を開始し、帰国者が中国で地方官より保護を得られるよう便宜を図ったが、状況はあまり改善されなかった。これに対して一九〇三年九月に設置された商部は、各省に商務局を開設し、帰国者を保護する権限を朝廷から得た。一九〇四年一月に「商会簡明章程」が発布され、清朝商部と密接な関係を持つ民間組織である商業会議所が中国各地に設立され始めた。こうしたなかでペナンの華人は、中国国内の商業会議所のネットワークと連結し、商部との関係を強化することで、中国における安全を確保すべく、清朝政府とも関係を強化した。

ペナン華人商業会議所は自らの問題を解決するうえで、居住国では居住国の公権力に、出自国では出自国の公権力に働きかけた。こうした発想は、マラヤ地域の華人商業会議所に広く見られた。シンガポール華人商業会議所が、清朝との関係構築において期待したことは、やはり居住国での保護ではなく中国における保護であった(篠崎二〇〇

四)。一九二二年以降、マラヤ地域の華人商業會議所を架橋する英領マラヤ中華商會連合會が設置され、年に一、二回定期的に會合を行った。ここでは、マラヤで華人の利益にかかわるさまざまな問題が議題に挙がり、その解消のためにマラヤの公權力に働きかけることが議論された。また、海峽植民地立法參事會の華人議員を増員するよう政府に働きかけることも議論された。居住国における問題の解決を、中国の公權力に求めることはなかった（篠崎二〇〇九）。

II 中国の公權力につながる

窓口の再構築——華僑連合會

1 中国における新興勢力の台頭

一九一一年一〇月一〇日に発生した武昌蜂起の成功後、清朝から独立を宣言する省が相次ぎ、一九二二年一月一日の中華民國の成立とその後、清朝の崩壊という事態に発展した。在外華人にとってこの事態は、清朝政府を相手に築いてきた中国の公權力との関係が無効化し、新たな為政者を相手に中国の公權力と関係を結び直す必要性を生じさせた。当時の中国では為政者の座をめぐり、同盟会系の指導

者や清朝時代からのエリートおよび政治的・軍事的実力者が競合していた。このなかで在外華人との関係構築に積極的だったのは、同盟会系の人たちであった。だがペナン華人商業會議所は、同盟会とはほとんど関係を築いてこなかった。ペナン華人商業會議所のメンバーが、ペナンにおける同盟会系の勢力と敵対することもあった。

ペナンには一九〇五年までに、孫文の支持者が集う小蘭亭というサロンが存在していた（陳新政一九二二（二〇〇四）：二〇一）。一九〇六年八月から九月にかけて中国同盟会の分会が、一九〇八年一二月にペナン閲書報社が、それぞれ設立された（Yen 1976: 98-99；張少寬二〇〇四：一一一・一四三・昌期一九三七：甲六）。同盟会は東南アジアにおける活動拠点をシンガポールに置いていたが、一九〇九年から一九一〇年頃にペナンに拠点を移し、ペナン閲書報社がその中心となった（張少寬二〇〇四：一一六）。一九一〇年一月一三日に同盟会の幹部などを集めてペナンで開かれた會議は、行き詰まりにあった孫文の革命活動を救った一大転機だったと言われている（張少寬二〇〇四）。一九〇五年頃には、「革命を口にする」と白眼視され（陳新政一九二二（二〇〇四）：二〇二）そうだが、一九一〇年頃には孫文の支持者がある程度の規模で存在したようである。そのことは、一九一〇年二月六日に行われたジョージタウン市政委員選挙からうかがえる。この選挙で

は、納税者協会が推薦する候補者とその対立候補者が票を争った。納税者協会は、市政委員会と住民とを橋渡しし、住民の意向を市政に反映することを目的として設立された多民族的な組織で、ペナン華人商業会議所の指導層が中心的な役割を担っていた。選挙の結果は、対立候補者の圧倒的な勝利であった。その原因は、同会議所において設立時から指導的な立場にあり、納税者協会の事務局長を務めていたリム・センフイの出版社が発行していたストレイツ・エコー（注5を参照）の社説に対して、強く反発した華人がいたためだと言われている。この社説は一九一〇年一月三〇日に孫文がペナンで行った演説について、「革命家である孫文の唯一の欠点は、彼が革命を行わないことだ」とか、「愛国者は革命を資金的に支援せよというが馬鹿げている、支援に応じたとしたら愛国的というよりまぬげだ」などと批判した（SE Nov. 2, 1910）。選挙の前後にはあらゆる華人組織にリム・センフイを非難する風刺画が張られた（SE Dec. 7, 1910）ことや、対立候補を推す陣営が六〇人や二〇〇人という規模の動員をかけていた（SE Dec. 5, 1910; Dec. 7, 1910）ことが報道されており、孫文の支持者がある程度の規模で存在していたことがわかる。

2 華僑連合会の発足

一九一二年一月に中華民国総統府の命令に基づき、上海で華僑連合会が設立された（『檳城新報』一九一二年三月二三日）。設立発起人として名を連ねたのは、広東の同盟会指導者と中国国外各地の同盟会の中心人物で、その中にはペナン同盟会分会やペナン閲書報社の中心であったゴージェイイン（Gold Say Eng / 呉世榮）も名を連ねていた。ゴージェイインはのちに華僑連合会の副会長に就任した。

一九一二年一月一九日付で公開された華僑連合会の規約（『檳城新報』一九一二年三月二一日）には、国内外の華僑を團結させ、祖国の政治・経済・外交のために一致して協力し、僑民の利害を追求することを目的に掲げている。この部分は、「強い中国」を創出しようとする華僑の心意気として見るができる。他方でこの規約には、海外から帰国した華僑のために華僑連合会が発足したことが記されており、中国国内における帰国者の保護が意識されていることも分かる。

中国国内における帰国者の保護が意識されていることは、その呼びかけからも読み取れる。華僑連合会は各地の中華会館や書報社、商業会議所に対し、中華民国政府公認の華僑の統一機関として同会が設立されたことを告知し、

同会の分会「華僑公会」を設置するよう呼びかけた。中華会館や商業会議所、書報社などの組織が連合会の趣旨に賛同し連合会に申請すれば、華僑公会として承認を受けることができ、その会員は中国国内外で保護を享受しうるとされた。国内では、各省の都督のもとで保護が保障されるとした。他方で国外での保護については、中華民国政府が各国政府に華人の保護を依頼するとあり、華僑連合会や中華民国政府が直接華人を保護することは想定されていなかった（『叻報』一九二二年四月二五日）。

3 ペナンの華人社会の再編と窓口の再構築

華僑連合会の発足を受けてペナンでは、四月一〇日に会合が開かれ、華人商業会議所のメンバーが多数出席した。華僑連合会の分会の設立は、中国における保護の確保という文脈で議論された。会議では、華人の保護に関してとくに問題はないが、イギリス領で団体を設立するうえで手続き上の困難があることが指摘された。また、ペナンではすでに華人商業会議所が中国での保護を提供しているのだから、中国での保護が必要なら同会に入会すればよいとの意見もあった。これに対して、同会の年会費が高額であるため入会を躊躇する人が多いことが指摘され、華人商業会議所に対して入会要件の変更を求めることとなった（『檳城

新報』一九二二年四月一日）。

ペナン華人商業会議所はこれを受けて五月一日に理事会を開き、ペナン華人商業会議所を上海華僑連合会の分会とすることを決定し、そのためにゴー・セイインに働きかけを行うとした（SE May 20, 1912: 『檳城新報』一九二二年五月二〇日）。ペナン華人商業会議所は、自らを華僑公会という「器」に再編することで、中国の公権力との新たなチャンネルを構築しようとした。

他方でこの前日の五月一七日には、ペナン閲書報社の会合が開かれた。ゴー・セイインがこれに出席し、ペナン華僑公会の設立を自ら呼びかけた（『叻報』一九二二年五月二一日）。

ペナン華人商業会議所とゴー・セイインとの間で、おそらく何らかの調整が行われ、その結果ペナン華人商業会議所とペナン閲書報社は五月二五日に華僑公会の設立に関する会議を開催することとなった。そのことを告知する連名の文書が出され、各方面に会議への参加を呼びかけた（『檳城新報』一九二二年五月二日）。

この会議には、華人商業会議所のメンバーと、ゴー・セイインを含めた閲書報社のメンバーなど、約二〇〇人が出席した。華人商業会議所のメンバーは、華僑連合会を華人商業会議所に併合して設立すれば運営が容易であることを主張した。これに対してペナン閲書報社のメンバーたち

は、華僑公会は独立した組織であるべきだと主張した。最終的に多数決によって、華僑公会を華人商業会議所に併合して運営することが決定し、その名称を華僑連合商会とすることとなった。組織の運営を担う臨時委員が、華人商業会議所のメンバーとペナン閲書報社のメンバーを中心に選出された（『檳城新報』一九一二年五月二八日）。

しかし、華僑連合商会のその後の活動を伝える資料は見当たらない。ペナン華人商業会議所の活動は、「中華商務總會」の名称で資料に現れ続ける。他方で、一九一二年末に行われた「中華商務總會」の会合にペナン閲書報社のメンバーが出席し、「中華商務總會」の運営について発言していることから、ペナン閲書報社のメンバーが「中華商務總會」に加入していたことが分かる（『檳城新報』一九一二年一月二三日）。

ペナン華人商業会議所は、ペナン閲書報社のメンバーを自らに取り込むことで、中国の公権力と新たな経路でつながるペナンの窓口を、自らに一本化することに成功したと言える。ペナン華人商業会議所が、ペナン閲書報社を排除して同盟会系の経路を独占しようとしていたら、ペナンの華人社会には深刻な分裂がもたらされていたであろう。

ペナンの華人にとって華人公会の設立は、ペナンにいながらにして対応が可能な課題であった。言い換えれば、日々の生活を大幅に割いて対応するような事柄ではなかつ

た。これに対してペナンの華人は、日々の生活を大幅に割いて対応を迫られるような新たな課題に直面することになった。

Ⅲ 新たな課題の浮上と挫折

——福建省臨時省議会への代表者送り出し

ペナンの華人が直面した新たな課題とは、中国への代表者の派遣であった。皇帝の専制政治を否定し、共和制を掲げて成立した中華民国では、議会の導入が重要な課題の一つとなった。中央や地方において議会が導入され、そこに在外華人を対象とする議員枠が設置され、在外華人が代表者の派遣を求められることがあった。意思決定の場にかかわる機会を得られることは、ペナンの華人にとって本来喜ばしいことであった。しかしペナンの華人にとってそうした求めに自らが応じることは、生活や事業から何日も遠く離れて中国に滞在し、日々の生活の多くを割かねばならぬことを意味した。ペナンの華人がこうした課題に最初に直面したのは、福建省臨時省議会への代表者派遣であった。

一九一二年三月一三日の『檳城新報』に、福建省臨時省議会の召集と議員選挙に関する福建都督・府民政司からの

告知が掲載された。これは、臨時省議会が五月二〇日に開会することを伝え、議員定数九〇人のうち一五人が華僑議員であるため、各地の福建人は議員を選出し、臨時省議会に派遣するよう求めるものであった。選挙区と定員の内訳は、フィリピン二人、ベトナム一人、シヤム一人、シンガポール二人、ペナン一人、スマトラ一人、ビルマ一人、ジャワ三人、スラウエシ・スンダ群島一人、ボルネオ一人、日本人一人で（『檳城新報』一九二二年三月二三日）、ペナン選挙区はペナン、ペラ、スランゴール、クダで構成された（『檳城新報』一九一三年三月一四日）。

ペナンではこれを受けて、四月三日に会議が行われた。その中心となったのは、華人商業会議所のメンバーであった。この会議では、福建都督・府民政司からの告知文が読み上げられ、四月一五日にペラ、スランゴール、クダの代表者をペナンに招き議員を選出することを決定した（『檳城新報』一九二二年四月四日）。

四月一五日の会議には、スランゴールから四人、クダから四人、ペラから一人、ペナンから二九人が出席した。だが、議員の選出は一八日に延期された。ペラの代表者が、ペラの華人の間で本件について協議し、代表者を四人選出してから改めて会議に臨みたいと要請したためである。この日の会議で決まったのは、ペナンの代表者の人数を十二人とするのみであった。この中には、ペナン華人商業

会議所のメンバーとペナン閲書報社のメンバーが含まれた（『檳城新報』一九二二年四月一六日）。

しかし、一八日の会議に出席したのは、ペナンの代表者のみであった。スランゴールの代表者は、急遽戻らねばならなくなったため会議を欠席すると連絡してきた（『檳城新報』一九二二年四月二六日）。クダからは、代表者を一人送ると連絡があったが、結局誰も会議に現れなかった。ペラからは、日程に余裕がないため代表者をペナンに派遣することは困難で、ペナンに決定を一任すると連絡があった。

こうした状況ではあったが、すでに一八日を投票日に確定したのだし、臨時省議会の開催も迫っていると、ペナンの代表者たちは投票を行うことにした。代表者のうち二人が欠席し、選挙監督と監査員の二人は投票権を持たなかったため、投票はわずか八人で行われた（『檳城新報』一九二二年四月一九日）。二二日に開票が行われ、ウィ・キムケン（Wee Kim Keng / 黄金慶）が三票、フー・チューチュン（Foo Choo Choon / 胡子春）と邱怡領が二票、莊銀安が一票をそれぞれ得た（『檳城新報』一九二二年四月二六日）。

この結果に対し、ウィ・キムケンとフー・チューチュンは、仕事で身動きが取れないため代表を辞退すると伝えてきた。莊銀安は、選挙区内に居住していないため議員の資

格がないことがクアラルンプール福建会館より指摘されたため、議員候補者から外された。莊銀安は辛亥革命の直前に一年ほどペナンに滞在していたが、もともとはビルマを拠点に同盟会の活動に従事していた人物であった。こうしてペナン選挙区の議員は、中国同盟会クアラルンプール分会のメンバーであった邱怡領に決定した（『叻報』一九一二年五月一日）が、邱怡領もこれを辞した（『檳城新報』一九一二年五月二三日）。ペナン選挙区は結局、議員を派遣することができなかった。

ペナン選挙区の福建系の人たちは、議員を送ることに非常に積極的であった。しかし、自分が議員になることには極めて消極的だった。議員として中国に行くことになれば、自らの生活や事業から何日も遠く離れることになり、日々の生活の多くを割くことが求められた。それはペナンの華人にとって大きな負担だった。ウィ・キムケンは同盟会ペナン分会の設立時からの会員で、ペナン閲書報社では副会長を務め、ゴ・セイインとともにペナンにおける革命事業を牽引してきた人物であった。しかし、数世代にわたりタイ南部を拠点に事業を展開してきた家系の出身で、自身の事業もペナンとその周辺を拠点とし、中国で事業を展開したことはなかった。フー・チューチュンはペラを拠点とする大実業家で、一九〇七年から一九〇八年にかけて石炭の採掘や福建鉄道の建設など中国での事業に投資した

こともあったが、事業の中心はあくまでもペラやスランゴール、タイ南部などマラヤ地域にあった。

福建省臨時省議会に議員を派遣できなかった経験を通じて、ペナンの華人は、ペナンおよびその周辺地域に生活や事業の基盤がある者は中国への代表者の役割を積極的に引き受けないであろうことを互いに確認することになった。

ペナンの華人はこれ以降、このことを踏まえて、中国への代表者派遣という課題に対応することになった。その結果、参議院には議員を派遣することに成功した。

IV 新たな課題の克服

——参議院への代表者送り出し

1 参議院における華僑議員の導入

中華民国では一九一三年四月八日に、参議院と衆議院から構成される国会が正式に発足した。この国会から参議院に、各省とモンゴル、チベット、青海などをそれぞれ代表する議員に加え、華僑議員六名が参加した。華僑議員とは、在外華人の互選で選ばれた議員である。在外華人は自分や父祖の中国での出身地で選挙権と被選挙権を認められていたため、華僑議員という枠組みは当初存在しなかつ

た。これに対して華僑の代表者を名乗る人たちが働きかけを行った結果、それぞれの居住地で代表者を選出し国会に送る権利を手にすることとなった。

そうした働きかけを始めたのは、一九〇〇年頃に中国を離れ、アチエを拠点に同盟会系の活動を行っていた謝碧田（張克恭 一九二三）であった。謝碧田は「南洋アチエ華僑代表」を名乗り、清朝から独立を宣言した各省の代表者が一九二一年一月一日に組織した各省都督府代表連合会や、同連合会を引き継ぐかたちで一九二一年一月二八日に開会した南京臨時參議院に対し、意思決定の場に華僑の参加を認めるよう訴えた（劉士木 一九二三・一一一六）。これを受けて南京臨時參議院は、中華民國臨時約法を制定する過程で華僑議員の導入を検討した。しかし、国外で選挙を実施すれば外交問題を招きうることに、華僑は国内で選挙権・被選挙権を認められていることを理由に、華僑議員枠は導入されなかった（參議院第二次會議速記録：『檳城新報』一九二二年六月二八日）。

他方でこれと前後して、華僑連合会が南京臨時參議院や袁世凱大總統、黎元洪副總統に対し華僑議員の導入を訴えていた（劉士木 一九二三・八一―一）。これが功を奏したのか、北京臨時參議院⁷で華僑議員の導入が再度議題に取り上げられた。議論は紛糾したが、五月一七日の第八回會議で、出席者五八人中三五人の賛成を得て、華僑議員枠が導

入されることとなった（參議院第二次、第三次、第七次、第八次會議速記録）。

華僑議員の選出方法は、最終的に參議院議員選挙法華僑選挙会施行法（二月一日公布）と參議院議員選挙法施行細則（二月八日公布）で規定された。各地の商業會議所、中華會館、中華公所、書報社が選出した代表者が北京で華僑選挙会を組織し、華僑議員を互選することとなった。代表者は、中華民國国籍を持つ満二五歳以上の男子で五〇〇元以上の不動産や資産を持つ者のなかから、組織の長を務めた経験を持つなど相應の人物を選ぶことが規定された（『東方雜誌』一九二三・二二七九二・二二八一四）。

2 ペナンの華人の法的な立場

參議院議員選挙法華僑選挙会施行法の公布を受けて、ペナンでは代表者を派遣する権利を持つ華人商業會議所と閱書報社がそれぞれに対応を始めた。イギリス領であるペナンにおいて華僑議員を選出することは、居住国における立場を微妙にすることはとくになかった。

イギリス外務省は、イギリス領に居住する華人が中国の立法機関に代表を送ることについて、華人の動向に注意を払い、何らかの制限を課すことが望ましいとした。その一方で、本件は中国の国内問題であるとし、在外華人が投票

を通じてその声を表出すべきでないとする根拠は国際法にはないという認識を示していた (CO273/402/10753)。

ペナンの華人の大部分は、イギリス国籍を持つ者も華僑議員となる資格を持っており、法的な矛盾はなかった。中華民国国籍者は、一九二二年一月一八日に公布された国籍法第一条において、以下のように規定された。

一、出生時父親が中国人であった者。

二、父の死後に出生した者で、その父が死亡時に中国国籍者だった者。

三、中国で生まれた者で、父親が国籍不明または無国籍者で、母親が中国国籍者である者。

四、中国で生まれた者で、父母が国籍不明または無国籍者である者。

これに対して、中華民国国籍を喪失する場合について、同法第一二条で以下のように規定していた。

一、外国国籍者の妻となり、夫の国の国籍を取得した者。

二、父親が外国国籍者でその父親に認知された者。

三、父親が不明あるいは父親に認知されていない者で、母親が外国人で母親に認知された者。

四、自ら外国で帰化し、外国の国籍を持つ者。

五、中国政府の許可なく外国の官吏や軍人となり、中国政府から辞職を命じられてもその命令に従わない者。

ここには、自らの意思で他国の国籍を取得した者は中華民国国籍を喪失することが規定されているが、出生により他国の国籍が付与された者の扱いについては、何も規定がない。

海峡植民地政府は、イギリス領で出生したすべての者にイギリス国籍を認めていた^{*}。これに関して、他国の国籍を放棄することを求める規定はなかった。このためペナンの華人は、帰化申請により自らイギリス国籍を取得した者は別として、出生によりイギリス国籍を持つ者は中華民国国籍も持つことができた。

また、中華民国国籍者であることが求められるのは被選挙者のみで、選挙者を中華民国国籍者に限定する規定はなかった。

3 ペナンにおける華僑議員の選出

参議院に華僑議員枠が設置されたことについて『檳城新報』は、ペナンの華人は過去の失敗を教訓とし、今回は権利を放棄してはならず、そのために早くから備えておくべ

きだと述べた（『檳城新報』一九二二年九月六日）。「過去の失敗」とは、福建省臨時省議事に代表者を派遣できなかったことを指す。

ペナン華人商業会議所は二月一日に理事会を開き、ペナン閲書報社とは別個に代表者を選出することを決めた（『檳城新報』一九二二年二月二六日）。ただしすでに述べたように、華人商業会議所はこの頃までにペナン閲書報社のメンバーを迎え入れており、華人商業会議所の代表者の選出にはペナン閲書報社のメンバーも参加していた。ここではペナン華人商業会議所で選出された代表者を、ペナンの華人社会における主要な見解を包括していたものとしてとらえる。

ペナン華人商業会議所は、二二日に全体会議を開いた。ここでは、ペナン華人商業会議所の会員以外から人選を行うことも可能であることが確認された。それを踏まえて、数名の候補者を挙げてその中から投票で代表者を選出することとなった（『檳城新報』一九二二年二月二三日）。投票は二八日に行われた。最終的に候補者となったのは、シエ・リヤンムー（Hsieh Liang Mu / 謝良牧）、タイ・チャーティン（Tye Chee Teng / 戴芷汀）、陳匪石であった。投票の結果、シエ・リヤンムーが二一票、タイ・チャーティンが九票を得て、シエ・リヤンムーをペナン華人商業会議所の代表者とすることを決定した（『檳城新報』一九二二年一

月二九日）。候補者となった人たちは、ペナンとの接点をわずかに持つのみであった。また、在外経験を持つていたが、海外よりも中国での実績が顕著である人たちがあつた。

タイ・チャーティンは、一八七一年に広東省大埔県永興で生まれ、一九〇四年に福建省龍岩州寧洋県の県知事、一九〇七年に泉州府の府知事代理、一九〇九年に龍岩州の州知事を務めたのち、一九一〇年に引退してペナンで隠居していた（『檳城新報』一九二二年二月二五日）。タイ・チャーティンには、一九〇七年から一九二二年まで駐ペナン清朝領事を務めた父タイ・キーユン（Tye Kee Yoon / 戴喜雲）と、一九二二年から一九三〇年に駐ペナン中華民國領事を務めた弟タイ・セオックユエン（Tye Soek Yuen / 戴淑源）がいた。

陳匪石は、一八八四年に南京で生まれ、四川大学の前身である尊經書院を卒業し、南京で教師となった。一九〇六年から一九〇八年まで法律を学ぶために日本に留学し、その間に同盟会に入会した。一九二二年よりペナンで同盟会系の新聞『光華日報』の記者を務めたが、翌年帰国し、上海で記者を務めていた（柳定生一九八四）。

シエ・リヤンムーは、一八八二年頃広東省嘉應州梅県で生まれた。日本の東京弘文学院に留学し、中国同盟会の結成時に執行部会計部で役員を務め、この間にのちに中国同

盟会および国民党の幹部となる人物と親交を結んだ。辛亥革命後は広東省都督府で枢密院処参議を務めていた(深町一九九九・三八・一〇二)。シエ・リヤンムーには、一八九八年から一九〇三年と、一九〇六年から一九〇七年に駐ペナン清朝副領事を務めた伯父チア・チュンセン (Cheah Choon Seng / 謝春生) がいた。チア・チュンセンは一八四七年にポンティアナックに生まれ、アチェやメダン、ペナン、パハン、ペラなどで事業を展開した大実業家であった。ペナンでは、華人社会の指導層が構成する伝統的なエリート組織・華人公会堂 (Chinese Town Hall / 平章公館)^{*9}の理事を務めた (Lee and Chow 1997: 1415)。檳榔嶼客属公会四〇周年記念刊編輯委員会一九七九・七三二)。ペナン華人商業会議所の中心メンバーの多くは華人公会堂のメンバーも兼任しており、チア・チュンセンと交流を持っていた。華僑議員の選出にあたりペナンの華人が重視したのは、自分たちを代表して中国に行ってくれることだった。ペナンの華人の中から代表者を選べば、また代表者を送り損ねるかもしれない。そうしたなかでペナンの華人たちは、ペナンの華人の中から代表者を選ぶのではなく、自分たちが持つ人脈を中国にたどり、その中から中国で実績を持つ者を選んだ。シエ・リヤンムーは、ペナンの華人の期待を裏切らなかつた。一九一三年二月一〇日から一四日に北京で実施された華僑選挙会の選挙に参加し、六人の華僑

議員の一人に選ばれた。

華僑選挙会の経緯について、スランゴールおよびパハン各地の書報社・中華会館の代表として華僑選挙会に参加した沈智夫が、「華僑選挙記」を残している。そこには、華僑選挙会は馮自由が仕切り、馮自由と関係の深い人物が選出されたとある(『檳城新報』一九一三年四月一八日、一九日、二一日)。馮自由は興中会および中国同盟会の会員で、同盟会香港分会会長を務めた経歴を持ち、当時は国民党に属していた。ペナン華人商業会議所のメンバーがこうした展開を見越して、同盟会系の幹部と近いシエ・リヤンムーを選出していたとしたら、そこには相当の政治的センスがあったということになる。こうした人選は、ペナン華人商業会議所が持っていた伝統的な指導層のネットワークと、ペナン閲書報社が持っていた同盟会系の新たな指導者層のネットワークとが交わったことにより、可能となったのであろう。

華僑議員は国民党の議員として登録された。国民党は衆参両院の選挙で勝利を収め、国会において多数派を占めた。しかし国民党は袁世凱大統領と対立を深め、一九一三年八月に中国の政局から一度退出した。ペナンの華人はこうした政局の不安定性を察知していたようで、袁世凱につながる経路も確保していた。それが一九一三年二月に設立された共和党ペナン支部(檳榔嶼共和党支部)であった

〔檳城新報〕一九一三年三月一日。これは、一九一二年五月に袁世凱に近い政党として中国で設立された共和党の支部であった。その幹部には、ペナン閲書報社メンバーが加入する以前からのペナン華人商業会議所の指導層が名前を連ねていた。党則によればその活動内容は、ペナンの華人の統一と調和の促進、中国国内外の共和党との友好関係の確立、イギリスなど列強諸国との相互理解と友好を促進するための中国政府への助言であった。党則には、これらの活動を実施するうえで居住地の法律を厳守することも明記されていた（SE May, 13, 1913）。居住国における自らの位置づけをまず配慮しつつ、出自国の政局を敏感に察知し、出自国の公権力と関係を構築するペナンの華人の姿を、ここにも見ることができるといえる。

おわりに

二〇世紀初頭のペナンの華人にとって、生活や事業の拠点であるペナンとの関わりが重要であったとともに、自らの事業の後背地である中国との関わりも重要であった。こうしたなかでペナンの華人は、居住国では居住国の、出自国では出自国の、それぞれの公権力との関係の構築に努めた。それぞれの社会で自らに与えられるべき権利を主張す

る一方で、それぞれの社会のルールを遵守することに気を配った。

ペナンの華人が清朝政府との間で構築してきた関係性は、中華民国の成立と清朝の崩壊によって絶たれた。ペナンの華人は、新たな為政者を相手に中国の公権力と関係を結び直す必要に迫られた。中国からは同盟会系の指導者が、華僑連合会や省議会および参議院への議員派遣というチャンネルを提供してきた。ペナンの華人は華人商業会議所を中心に、これらのチャンネルを構築すべく対応した。

このなかで中国への議員派遣は、ペナンの華人が新たに直面する課題となった。ペナンから遠く何日も離れ中国で議会に参加することは、ペナンの華人にとって大きな負担となった。こうしたなかでペナンの華人は、自らが構築してきた新旧の越境するネットワークを通じて人脈を中国にたどり、中国を拠点に実績を持つ人物を自らの代表者に立てた。これによりペナンの華人は、居住国における生活や事業を優先しつつ、出自国との関係を再構築することを目指した。

二〇世紀初頭のペナンの華人については、辛亥革命につながる孫文の革命事業を支援したことが評価されてきた。ここで評価されているのは、個人は民族としてまとまり自前の国家を持つことによって自立しようという前提のもと、個人と民族と国家とを一对一の対応関係で結び、個人

と民族の自立を保障しうる国家のために自己犠牲的に身を投じた行為であろう。これに対して、ペナン華人商業会議所を中心にペナンの華人が取った行為は、複数の公権力と関係構築を試みることであり、また自らのネットワークを駆使して自らに降りかかる負担を軽減することであった。こうした行為は、利己的で日和見主義的だとして批判的にとらえられるかもしれない。

しかし、自己犠牲の賞賛が個人に負担を強いる側面があることを顧みれば、誰にも負担を強いることなく、自らの権限を確保しようとした試みや工夫に目を向けることには意味があるだろう。また個人が自らを何らかの民族として自覚し、自分なりに民族性を実現して生きていく上で、それが特定の国家においてのみ可能であるとする見方は、多民族国家というあり方が肯定的にとらえられるなかで、すでに有効性を失っている。二〇世紀前半に国際社会は、「国籍法の抵触に関連するある種の問題に関する条約」の締結に示されるように、個人が帰属する対象を一つの国家のみに求めた。しかし今日の国際社会においてこの規範は、もはや唯一のものではない。以上のような状況のなかで、中華民国成立期におけるペナン華人商業会議所の政治参加の工夫は、さまざまな示唆を与えてくれる事例であるように思われる。

●注

*1 山本(二〇〇六)は、一九五〇～六〇年代の北ボルネオにおけるエスニック集団の形成過程を論じるうえで、「北ボルネオの『愛国華僑』と中華商会」という章を設け、「華僑から華人へ」という視点に再考を迫っている。

*2 たとえば、奈倉(二〇一一)。また本特集の北村論文および奈倉論文も、同様の試みを行っている。

*3 ただしトランスナショナル・マイグレーション論では、越境者と出自国との関係について、一九世紀末から二〇世紀初頭の時代と一九七〇年代以降の時代とを区別することがある。かつての越境者は自らを出自国の一員と認識せず、居住国の一員としてのみ認識していたのに対し、現代の越境者は出自国・居住国の一員という認識を持ち、同様の認識が出自国内でも共有されていると説明する(Schiller et al. 1995: 253)。しかしこうした理解は、華人に関してはあまり当てはまらない。

*4 これに関しては、古田(一九八四)、田中(一九九〇: 一九九四)、貞好(二〇〇八)、相沢(二〇一〇)、山本(二〇一一)などを参照。

*5 『檳城新報』も *Straits Echo* も、リム・センファイ(Lim Sang Hoi/林成輝)が所有する Criterion Press(点石齋印字公司)より発行された日刊紙である。Criterion Press はリム・センファイの父リム・ホアチアム(Lim Hua Chiam/林花鑑)によって一八八三年に設立された。『檳城新報』は一八九五年に、*Straits Echo* は一九〇三年にそれぞれ創刊された。なお Criterion Press は一九〇〇年にマレー語新聞 *Chakaywah Pulau Penang* (「ペナン島の光」の意)も創刊した。

*6 一九二二年一月二八日から四月八日に南京で開かれた臨時参議院を、本論では便宜的に南京臨時参議院と呼ぶ。南京臨時参議院は、各省都督府代表連合会が制定した中華民國臨時政府組織大綱に基づいて開かれ、軍政府の代表者で構成された。

*7 一九二二年四月二九日から一九一三年四月八日まで北京で開会した臨時参議院を、本論では便宜的に北京臨時参議院と呼ぶ。北京臨時参議院は、中華民國臨時約法に基づき、各省の省議会が選出した代表者により構成された。

*8 ただし、海峽植民地政府のイギリス国籍者の認定基準は、海峽植民地以外のイギリス人行政官に受け入れられないこともあった。これについては(篠崎二〇〇八:村上二〇一三)を参照。

*9 華人公会堂は、ヨーロッパ人の公会堂(Town Hall)を参照して一八八一年に設立された。自己の意志で加入できる組織ではなく、福建・広東両コミュニティがそれぞれ選出した人物で構成される理事会を实体とし、両コミュニティの指導者層の協議機関として位置づけられていた。詳細は、篠崎(二〇一一)を参照。

*10 中国同盟会は一九二二年八月に、統一共和党、国民党、国民共進会、共和実進会、全国連合進行会を吸収合併して、国民党に改組した(深町一九九九:八二)。

●参考文献

●公文書

CO273/402.10753: "Representation in Chinese Parliament of

Chinese Residents Abroad", Foreign Office to Colonial Office, Mar 31, 1913, *Straits Settlements Original Correspondence*.

Colonial Office Record.

参議院第二次会議速記録(一九二二年五月六日)『政府公報』

一一(一九二二年五月二日)

参議院第三次会議速記録(一九二二年五月八日)『政府公報』

一二(一九二二年五月二日)

参議院第七次会議速記録(一九二二年五月一日)『政府公報』

一八(一九二二年五月一日)

参議院第八次会議速記録(一九二二年五月二日)『政府公報』

二二(一九二二年五月二日)

●新聞・定期刊行物

SE: *Straits Echo*.

『檳城新報』

『東方雜誌』一九一三:九(七) 民国二年正月二日。

『叻報』

●書籍・論文

相沢伸宏(二〇一〇)『華人と国家——インドネシアの「チナ問題」』書籍工房早山。

石井米雄(二〇〇二)『後期アユタヤ』石井米雄編『岩波講座

東南アジア史三 東南アジア近世の成立』岩波書店、一七九

—二〇三頁。

金子肇(二〇一一)『民国初期の改革と政治的統合の隘路』辛

亥革命百周年記念論集編集委員会、一〇五—一二六頁。

黒田景子(二〇〇二)『マレー半島の華人港市国家』桜井由躬

雄編『岩波講座東南アジア史四 東南アジア近世国家群の展

開〕岩波書店、一六一―一八七頁。

黄克武（二〇一二）「清末から見た辛亥革命」辛亥革命百周年記念論集編集委員会、青山治世訳、八五―一〇二頁。

真好康志（二〇〇八）「スハルト体制の華人政策と反応」『華僑華人研究』五号、一二四―一四三頁。

篠崎香織（二〇〇四）「シンガポール華人商業会議所の設立（一九〇六年）とその背景——移民による出身国での安全確保と出身国との関係強化」『アジア研究』五〇巻四号、三八―五四頁。

篠崎香織（二〇〇五）「ペナン華人商業会議所の設立（一九〇三年）とその背景——前国民国家期における越境する人々と国家との関係」『アジア経済』四六巻四号、四月、一一二〇頁。

篠崎香織（二〇〇八）「海峡植民地の華人とイギリス国籍——権利の正当な行使と濫用をめぐるせめぎ合いの諸相」『華僑華人研究』五号、一〇〇―一二三頁。

篠崎香織（二〇一二）「ペナンの広福宮と華人公会堂に見る『華』の展開——誰にどのようにとまりを示すか」『中国研究月報』六五巻二号（二月号）、一七―二八頁。

辛亥革命百周年記念論集編集委員会（二〇一二）『総合研究辛亥革命』岩波書店。

園田節子（二〇〇九）『南北アメリカ華民と近代中国——一九世紀トランスナショナル・マイグレーション』東京大学出版会。

田中恭子（一九九〇）『中国外交と華僑・華人』岡部達味編『岩波講座現代中国第六巻 中国をめぐる国際環境』岩波書店、

二八五―三三二頁。

田中恭子（一九九四）「マラヤ・シンガポール華人の国籍問題——自治・独立の過程（一九四五―一六三年）を中心に」平野健一郎編『講座現代アジア四 地域システムと国際関係』東京大学出版会、一三一―一六六頁。

田中比呂志（二〇一〇）『近代中国の政治統合と地域社会——立憲・地方自治・地域エリート』研文出版。
奈倉京子（二〇一二）『帰国華僑——華南移民の帰還体験と文化的適応』風響社。

深町英夫（一九九九）『近代中国における政党・社会・国家——中国国民党の形成過程』中央学出版部。
古田元夫（一九八四）「ベトナム・インドシナの民族的諸相——エスニシティ論の視点から」『東洋文化』六四号、四五―八六頁。

村上衛（二〇一三）『海の近代中国——福建人の活動とイギリス・清朝』名古屋大学出版会。

村田雄二郎（二〇一二）「グローバルヒストリーの中の辛亥革命」辛亥革命百周年記念論集編集委員会、一一―一八頁。
山本信人（一九九七）「国民国家の相対化へ向けて——東南アジア華人の可変性と越境性」浜下武志・辛島昇編『地域の世界史——地域史とは何か』山川出版社、二五〇―二九〇頁。

山本信人（二〇一二）「華人・インドネシア・中国——華人をめぐる虚構と実体」『華僑華人研究』九号、三三―五〇頁。
山本博之（二〇〇六）『脱植民地化とナショナリズム——英領

北ボルネオにおける民族形成』東京大学出版会。

横山宏章（一九九六）『中華民國史 專制と民主の相剋』三一

書房。

- Butcher, John G. (1983) The Demise of the Revenue Farm System in the Federated Malay States. *Modern Asian Studies* 17 (3): 387-412.
- Butcher, John G. (1993) Revenue Farming and the Changing State in Southeast Asia. John G. Butcher and Howard Dick (eds.) *The Rise and Fall of Revenue Farming: Business Elites and the Emergence of the Modern State in Southeast Asia*. New York: St. Martin's Press. pp. 19-43.
- Chiriot, Daniel and Anthony Reid (eds.) (1997) *Essential Outsiders: Chinese and Jews in the Modern Transformation of Southeast Asia and Central Europe*. Seattle: University of Washington Press.
- Cushman, Jennifer W. and Craig J. Reynolds (eds.) (1991) *Family and State: The Formation of a Sino-Thai Tin-mining Dynasty 1797-1932*. Singapore: Oxford University Press.
- Lee, Kam Hing and Chow Mun Seong (1997) *Biographical Dictionary of the Chinese in Malaysia*. Petaling Jaya: Pelanduk Publications.
- Leo, Suryadinata (ed.) (2006) *Tongmenghui, Sun Yat Sen and the Chinese in Southeast Asia: A Revisit*. Singapore: Chinese Heritage Center.
- Reid, Anthony (1997) Entrepreneurial Minorities, Nationalism, and the State. Chiriot and Reid (1997), pp. 33-71.
- Rush, James R. (1990) *Opium to Java: Revenue Farming and Chinese Enterprise in Colonial Indonesia 1860-1910*. Ithaca:

Cornell University Press.

- Schiller, N. Glick, Linda Basch, and Cristina Szanton Blanc (1995) From Immigrant to Transmigrant: Theorizing Transnational Migration. *Anthropological Quarterly* 68 (1): 48-63.
- Schiller, N. Glick (2013) The Transnational Migration Paradigm: Global Perspectives on Migration Research. Dirk Halm and Zeynep Sezgin (eds.) (2013) *Migration and Organized Civil Society: Rethinking National Policy*. Abingdon: Routledge. pp. 25-43.
- Shiraishi, Takashi (1997) Anti-Sinicism in Java's New Order. Chiriot and Reid (1997), pp. 187-207.
- Trocki, Carl A. (1990) *Opium and Empire: Chinese Society in Colonial Singapore, 1800-1910*. Ithaca: Cornell University Press.
- Wu, Xiao An (2003) *Chinese Business in the Making of A Malay State 1882-1941: Kedah and Penang*. London: Routledge Curzon.
- Yen, Ching Hwang (1976) *The Overseas Chinese and the 1911 Revolution: With Special Reference to Singapore and Malaya*. Kuala Lumpur: Oxford University Press.
- Yen, Ching Hwang (2006) Tongmenghui, Sun Yat-Sen and the Chinese in Singapore and Malaya: A Revisit. Leo (2006), pp. 109-146.
- 檳城閱書報社 (一九三七) 『檳城閱書報社卅週年紀念特刊』。
- 檳榔嶼客屬公會四〇周年紀念刊編輯委員會 (一九七九) 『檳榔嶼客屬公會四〇周年紀念刊』檳城。
- 昌期 (一九三七) 『本社三十年來革命史綱要』檳城閱書報社 (一

九三七)、甲五一〇頁。

陳劍虹(二〇〇三)「檳州中華總商會的百年發展」檳州中華總

商會『檳州中華總商會百周年紀念特刊』四三—四六頁。

陳新政(一九二二)『華僑革命史』張少寬(二〇〇四)、二〇〇
—二二七頁。

將賢斌・李琴(二〇〇八)「民初華僑代議權問題深析」江西師
範大學學報』四一卷六号(二〇〇八年二月)、五〇—五四
頁。

柯木林主編(一九九五)『新華歷史人物列傳』新加坡：教育出
版。

柳定生(一九八四)「金陵詞壇名宿陳匪石伝略」『南京史志』一九

八四年第三期、南京市地方志編纂委員會辦公室「南京地方志」

ウェブサイト、<http://njdzj.ncjcn/HTMLNEWS/1210%5C2009715192528.htm> (最終閲覧日二〇一三年九月二五日)

劉士木(一九一三)『華僑参政權全案』上海華僑聯合會。

杜裕根・蔣順興(一九九二)「論華僑參議員的設立及其歷史地

位」『民国档案』一九九二年第三期、九三—九七頁。

篠崎香織(二〇〇九)「華人商務局」の成立——商業与貿易発

展の催化因素—文平強・許徳発編『勤儉興邦——馬來西亞華

人の貢獻』吉隆坡：華社研究中心、三〇—三二八頁。

張堅(二〇〇四)「民族主義視野下の民初華僑回国参政」『華僑

華人歴史研究』二〇〇四年三月第一期、四六—五三頁。

張克恭(一九一三)「謝君碧田偉績」劉士木(一九一三)、一—
三頁。

張養群(二〇〇六)「近代華僑国内参政議政權深討」『八桂僑
刊』二〇〇六年三期、四一—四七頁。

張盛滿(二〇一〇)「華僑参政權研究」江西師範大學碩士論文。

張少寬(二〇〇四)「孫中山与庇能會議策動広州三、二九之役」

檳城：南洋田野研究室。

鄭永美(一九七八)「檳州中華總商會戰前史料」檳州中華總商
會『檳州中華總商會贊禧紀念特刊』(一九〇三—一九七八)
七五—八七頁。

●著者紹介

一三九頁に掲載。